議案第３８号

木津川市木津老人福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、下記のとおり木津川市木津老人福祉センターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求める。

令和６年２月２２日提出

木津川市長　谷口　雄一

記

１　施設の名称及び所在地

名　称　木津川市木津老人福祉センター

所在地　京都府木津川市木津川端１９番地

２　指定管理者　京都府木津川市木津川端１９番地

社会福祉法人木津川市社会福祉協議会

会長　馬　泰子

３　指定期間　令和６年４月１日から令和９年３月３１日まで

参考資料（議案第３８号）

木津川市木津老人福祉センターの指定管理者の指定について

１　指定管理者の概要

（１）　団　体　名　社会福祉法人木津川市社会福祉協議会

（２）　代 表 者 名　会長　馬　泰子

（３）　所　在　地　京都府木津川市木津川端１９番地

（４）　設立年月日　平成１９年3月１２日

（５）　基　本　金　４，０００，０００円

２　選定理由

指定管理者を選定するにあたり公募を実施し、令和６年１月２５日開催の木津川市木津老人福祉センター指定管理者選定委員会において、応募のあった団体（１事業者）に対し応募提案に関する書類及び面接審査を行った。

審査の結果、施設の管理運営について理解し、また、利用者サービスの向上への取組方針や市の福祉施策と密接な連携を保ちながら高齢者をはじめ福祉の向上のための事業運営を行っていること、また、高齢者福祉に関わってきた経験や実績を活かすことにより、木津川市木津老人福祉センターの設置目的である高齢者福祉の拠点としての役割を発揮できるとともに、事業内容や収支計画案等を総合的に評価して、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会が指定管理者として妥当であると判断し、選定したもの。

３　指定管理者に行わせる業務

（１）　老人福祉センターの使用の許可に関する業務

（２）　老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（３）　老人福祉センターの設置目的に沿った事業実施に関する業務